

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域，特殊分類区域及び ロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策

改正対象

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正理由

IMO では，RO-RO 旅客船の火災事故を契機に，第 96 回海上安全委員会より，RO-RO 旅客船に対する包括的な SOLAS 条約第 II-2 章及び FSS Code の改正を検討し，RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域に対する追加の火災対策の要件が検討された。その結果，固定式火災探知警報装置，ビデオ監視装置，固定式水系消火装置，構造上の保護に関する SOLAS 条約 II-2 章及び FSS Code の改正が提案された。なお，固定式火災探知警報装置にて新たに規定される線形熱感知及び複合型探知器を貨物船に対しても設置することができることが合意され，2024 年 5 月に開催された第 108 回海上安全委員会にて決議 MSC.550(108)として SOLAS 条約 II-2 章及び MSC.555(108)として FSS Code の改正案が採択された。

このため，MSC 108 にて採択された決議 MSC.550(108)及び MSC.555(108)に基づき，関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 線形熱感知器及び煙と熱の複合型探知器の仕様，試験及び配置要件を新たに規定する。
- (2) RORO 旅客船に要求される追加の火災安全対策を新たに規定する。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 R 編 29 章
2026 年 1 月 1 日に起工又は同等段階にある船舶に適用
- (2) 鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3
2026 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は，その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID:DX24-16

「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域, 特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 29 章 固定式火災探知警報装置 29.2 工学的仕様 29.2.3 構成部品の要件* -1. 探知器 探知器は, 次の要件に適合したものでなければならない。 ((1)及び(2)は省略) (3) 熱探知器及び線形熱感知器は, <i>EN 54:2001</i> 及び <i>IEC 60092-504</i> の関連規定に従って試験された際に, 温度上昇が毎分 1℃を超えない場合には, 78℃を超えるまでに作動するが 54℃以下では作動しないことが証明されたものでなければならない。ただし, 本会が適当と認める場合にあつては, 他の規格によって差し支えない。より高い温度上昇率においては, 熱探知器及び線形熱感知器が鈍感又は過敏にならないよう考慮し, 本会が適当と認める温度範囲内において作動するものでなければならない。 (4) 熱探知器及び線形熱感知器の作動温度は, 通常	鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 29 章 固定式火災探知警報装置 29.2 工学的仕様 29.2.3 構成部品の要件* -1. 探知器 探知器は, 次の要件に適合したものでなければならない。 ((1)及び(2)は省略) (3) 熱探知器は, <i>EN 54:2001</i> 及び <i>IEC 60092-504</i> に従って試験された際に, 温度上昇が毎分 1℃を超えない場合には, 78℃を超えるまでに作動するが 54℃以下では作動しないことが証明されたものでなければならない。ただし, 本会が適当と認める場合にあつては, 他の規格によって差し支えない。より高い温度上昇率においては, 探知器が鈍感又は過敏にならないよう考慮し, 本会が適当と認める温度範囲内において作動するものでなければならない。 (4) 熱探知器の作動温度は, 通常高温となる乾燥室	MSC.555(108) BS EN 54-22:2015 の和訳を参照して, Linear Heat Detector を線形熱感知器と訳した。 Para.2.3.1.3 LHD は, <i>EN 54:2001</i> 及び <i>IEC</i> の規格に従って試験される必要があるが, これら規格の内どの規定の試験を実施すべきか特定できないため, “関連規定”を追記した。 Para.2.3.1.4

**「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表**

新	旧	備考
高温となる乾燥室などの場所にあつては 130℃まで、サウナ室にあつては 140℃まで高めることができる。 (5) <u>線形熱感知器は、EN 54-22:2015 及び IEC 60092-504 に従って試験されたものでなければならない。ただし、本会が適当と認める場合にあっては、他の規格によって差し支えない。</u> (6) 炎探知器は、EN 54-10:2001 及び IEC 60092-504 に従って試験されたものでなければならない。ただし、本会が適当と認める場合にあっては、他の規格によって差し支えない。 (7) すべての探知器は、正常な作動を試験することができ、かつ、いかなる部品も交換することなく通常の監視状態に復帰し得るような型式のものでなければならない。 (8) キャビンバルコニー用の固定式火災探知警報装置は、本会が適当と認めたものでなければならない。 (9) 危険場所に設置される探知器は、試験され、危険場所における使用に適切であることが認められたものでなければならない。20.4 の規定により設置され、20.3.2-2.の規定に適合する探知器は、危険場所に対し適切なものでなくても差し支えない。本編 19 章の表 R19.3 により要求される、危険物を積載する区画に設置される探知器にあつては、19.3.2 の規定に適合するためには危険場	などの場所にあつては 130℃まで、サウナ室にあつては 140℃まで高めることができる。 (新規) (5) 炎探知器は、EN 54-10:2001 及び IEC 60092-504 に従って試験されたものでなければならない。ただし、本会が適当と認める場合にあっては、他の規格によって差し支えない。 (6) すべての探知器は、正常な作動を試験することができ、かつ、いかなる部品も交換することなく通常の監視状態に復帰し得るような型式のものでなければならない。 (7) キャビンバルコニー用の固定式火災探知警報装置は、本会が適当と認めたものでなければならない。 (8) 危険場所に設置される探知器は、試験され、危険場所における使用に適切であることが認められたものでなければならない。20.4 の規定により設置され、20.3.2-2.の規定に適合する探知器は、危険場所に対し適切なものでなくても差し支えない。本編 19 章の表 R19.3 により要求される、危険物を積載する区画に設置される探知器にあつては、19.3.2 の規定に適合するためには危険場所に対して適切なものでなければならない。	(5)として新設された Para.2.3.1.5 以降、番号修正

**「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表**

新	旧	備考
所に対して適切なものでなければならない。 29.2.4 設置要件* -2. 探知器の配置 (1) 探知器は、最高の性能を発揮することができるように取り付けなければならない。梁及び通風用のダクトの近くの場所又は気流が探知器の性能に不利な影響を及ぼし得るその他の場所並びに衝撃及び物理的損傷の起こりやすい場所は、避けなければならない。探知器は、通路、格納庫及び階段室内を除き、隔壁から少なくとも 0.5 m 離して頭上となる位置に取り付けなければならない。 (2) 探知器は、表 R29.1 に従って配置されなければならない。 <u>(a) 本会は、探知器の性能を証明する試験データに基づき、他の配置を要求する又は認める場合があるが、可動式ロールオン・ロールオフ甲板の下に設置する探知器については、表 R29.1 によらなければならない。</u> <u>(b) 線形熱感知器の 2 本のセンサーケーブル間の距離は 9 m を超えてはならず、隔壁とセンサーケーブルとの距離は 4.5 m を超えてはならない。</u>	29.2.4 設置要件* -2. 探知器の配置 (1) 探知器は、最高の性能を発揮することができるように取り付けなければならない。梁及び通風用のダクトの近くの場所又は気流が探知器の性能に不利な影響を及ぼし得るその他の場所並びに衝撃及び物理的損傷の起こりやすい場所は、避けなければならない。探知器は、通路、格納庫及び階段室内を除き、隔壁から少なくとも 0.5 m 離して頭上となる位置に取り付けなければならない。 (2) 探知器は、表 R29.1 に従って配置されなければならない。本会は、探知器の性能を証明する試験データに基づき、他の配置を要求する又は認める場合があるが、可動式ロールオン・ロールオフ甲板の下に設置する探知器については、表 R29.1 によらなければならない。	Para.2.4.2.2.2

「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域, 特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表

新				旧				備考
表 R29.1 探知器の配置				表 R29.1 探知器の配置				Para.2.4.2.2, Table 9.1 Combined smoke and heat ⇒“煙と熱の複合型探知器”と訳した 煙と熱の両方を探知できる複合型探知器の配置について新たに規定
探知器の型	各探知器について認められる最大の床面積	各探知器について認められる中心間の最大距離	各探知器について認められる隔壁からの最大距離	探知器の型	各探知器について認められる最大の床面積	各探知器について認められる中心間の最大距離	各探知器について認められる隔壁からの最大距離	
熱探知器	37 m ²	9 m	4.5 m	熱探知器	37 m ²	9 m	4.5 m	
煙探知器	74 m ²	11 m	5.5 m	煙探知器	74 m ²	11 m	5.5 m	
煙と熱の複合型探知器	74 m ²	9 m	4.5 m					
この改正は附則 A による								就航船にあつては、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3(27)が適用となる。

**「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域，特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表**

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については，次による。 ((1)から(26)は省略) <u>(27) 線形熱感知器及び複合型検知器</u> <u>2026 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶</u> <u>にあつて，線形熱感知器及び複合型探知器を備</u> <u>えるものにあつては，規則 R 編 29.2.3-1.(3)，(4)</u> <u>及び表 R29.1 の規定に適合していることを検査</u> <u>により確認を受ける。</u>	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については，次による。 ((1)から(26)は省略) (新規)	就航船にあつて，熱探知器の代わりに線形熱感知器を備える場合は，関連規定に従う必要がある。
この改正は附則 B による		

**「RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に対する火災対策」
新旧対照表**

新	旧	備考
附 則 A - この改正は、2026 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。 附 則 B - この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。		就航船にあつては、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3(27)が適用となる。 SOLAS 条約及び FSS Code では明確に適用が規定されているため、施行日から適用で差し支えない。